

草津市開発事業の手引き 新旧対照表

令和5年度	令和4年度
<p>第1編 取扱い基準編</p> <p>P. 33</p> <p>(1) 農林漁業の用に供する政令で定める建築物</p> <p>⑤ 農業用集出荷施設の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者自らが、生産した農作物を出荷まで保管する農業用集出荷施設については、法第29条第1項第2号に該当するものとする。 ・ 上記以外の農業用集出荷施設については、法第34条第4号に該当するものとする。 <p>※ ただし、農業者自らが、生産した農作物を出荷まで保管する施設であっても、野菜のカットなどの加工作業が発生する場合には法第34条第4号に該当する。</p> <p>P. 45</p> <p>(1) 仮設建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令第22条第1号）</p> <p>ア 仮設建築物</p> <p>(ア) 建築基準法第85条第2項にいう工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物をいう。</p> <p>ただし、当該工事期間中のみ使用する仮設建築物</p> <p>(イ) 建築基準法第85条第6項にいう仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。</p> <p>ただし、1年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建築基準法第85条第6項の許可が必要である仮設建築物</p> <p>(ウ) 建築基準法第85条第7項にいう国際的な規模の会議又は競技会に用に供する仮設建築物をいう。</p> <p>ただし、1年を超えて使用する特別の必要があることについて建築基準法第85条第7項の許可が必要である仮設建築物</p>	<p>第1編 取扱い基準編</p> <p>P. 33</p> <p>(1) 農林漁業の用に供する政令で定める建築物（新設）</p> <p>P. 45</p> <p>(1) 仮設建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令第22条第1号）</p> <p>ア 仮設建築物</p> <p>(ア) 建築基準法第85条第2項にいう工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物をいう。</p> <p>ただし、当該工事期間中のみ使用する仮設建築物</p> <p>(イ) 建築基準法第85条第5項にいう仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。</p> <p>ただし、1年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建築基準法第85条第5項の許可が必要である仮設建築物</p> <p>(ウ) 建築基準法第85条第6項にいう国際的な規模の会議又は競技会に用に供する仮設建築物をいう。</p> <p>ただし、1年を超えて使用する特別の必要があることについて建築基準法第85条第6項の許可が必要である仮設建築物</p>

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="159 320 277 352">P. 49</p> <p data-bbox="159 360 1059 427">12.建築確認申請書の写しまたは建築計画概要書（過去の直近のもの）申請地が建築敷地となっていることの確認のため</p> <p data-bbox="159 475 277 507">P. 69</p> <p data-bbox="159 515 320 547">【許可要件】</p> <p data-bbox="159 555 1113 622">⑦ 予定建築物等の用途については、自己業務用に限る。（申請地は借地可）</p> <p data-bbox="159 707 277 738">P. 75</p> <p data-bbox="159 746 320 778">【必要書類】</p> <ul data-bbox="159 786 1113 842" style="list-style-type: none"> ・ 開発説明書（当該申請地での立地により事業活動の効率化が図られることを具体的に説明するとともに業務内容等も具体的に記載のこと） <p data-bbox="159 882 277 914">P. 76</p> <p data-bbox="159 922 320 954">【許可要件】</p> <p data-bbox="159 962 763 994">④ その他、市長がやむを得ないと認める場合。</p> <p data-bbox="159 1042 277 1074">P. 81</p> <p data-bbox="159 1082 320 1114">【許可要件】</p> <p data-bbox="159 1121 947 1153">(15) 申請地は政令第29条の9に掲げる区域を含まないこと。</p> <p data-bbox="159 1193 320 1225">【必要書類】</p> <ul data-bbox="159 1233 1113 1377" style="list-style-type: none"> ・ 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の有無を明記し、兼用がある場合はその用途と業務内 	<p data-bbox="1137 320 1256 352">P. 49</p> <p data-bbox="1137 360 1951 427">12.建築確認申請書の写しまたは建築計画概要書（直近のもの）申請地が建築敷地となっていることの確認のため</p> <p data-bbox="1137 475 1256 507">P. 69</p> <p data-bbox="1137 515 1299 547">【許可要件】</p> <p data-bbox="1137 555 2092 622">⑦ 予定建築物等の用途については、自己業務用に限る。（申請地は借地可）</p> <p data-bbox="1137 675 1256 707">P. 75</p> <p data-bbox="1137 715 1256 746">必要書類</p> <ul data-bbox="1137 754 2092 810" style="list-style-type: none"> ・ 開発説明書（当該申請地での立地により事業活動の効率化が図られることの説明） <p data-bbox="1137 850 1256 882">P. 76</p> <p data-bbox="1137 890 1256 922">許可要件</p> <p data-bbox="1137 930 1742 962">④ その他、知事がやむを得ないと認める場合。</p> <p data-bbox="1137 1010 1256 1042">P. 81</p> <p data-bbox="1137 1050 1299 1082">【許可要件】</p> <p data-bbox="1137 1090 1238 1121">（新設）</p> <p data-bbox="1137 1161 1299 1193">【必要書類】</p> <ul data-bbox="1137 1201 2092 1377" style="list-style-type: none"> ・ 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の用途がある場合はその用途と業務内容（詳しく記入のこと）、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取扱い

令和5年度	令和4年度
<p>容を詳しく記入するとともに、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取扱い方法、他法令に適合していること等を漏れなく記入のこと。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（申請地に住む住人全員・続柄のわかるもの）の原本（3ヶ月以内のもの）を添付 ・市条例で定める区域の土地であることを証する書面（50m以内で50以上の建築物が連たんしていること、および任意の敷地から50m以内であることがわかる図書（縮尺、作成者明記のこと）） <p>P. 82 【許可要件】</p> <p>(2) 予定建築物の用途は、次に掲げる用途のいずれかに該当する自己用または非自己用建築物であること。（①～③内の変更であれば、用途変更許可不要）</p> <p>(6) 開発区域の位置は、原則として都市計画道路大津湖南幹線から商業業務施設立地区域の終端までを含むこと。地形等によりこれに抛りがたい場合は上記当該幹線道路に接し区域を設定するか、既存の開発地に隣接して設定すること。</p> <p>(10) 申請地は政令第29条の9に掲げる区域を含まないこと。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路大津湖南幹線の中心線から100m以内の範囲に開発区域が存することがわかる図書。 <p>P. 84 【許可要件】</p> <p>(10) 申請地は政令第29条の9に掲げる区域を含まないこと。</p> <p>(附 則)</p>	<p>方法、他法令に適合していること等を漏れなく記入のこと。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（家族全員・続柄のわかるもの）の原本（3ヶ月以内のもの）を添付 ・市条例で定める区域の土地であることを証する書面（50m以内で50以上の建築物が連たんしていること、および任意の敷地から50m以内であることがわかる図書） <p>P. 82 許可要件</p> <p>(2) 予定建築物の用途は、次に掲げる用途のいずれかに該当する自己用または非自己用建築物であること。</p> <p>(6) 開発区域の位置は、原則として都市計画道路大津湖南幹線から商業業務立地区域の終端までを含むこと。地形等によりこれに抛りがたい場合は上記当該幹線道路に接し区域を設定するか、既存の開発地に隣接して設定すること。</p> <p>(10) 新設</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路大津湖南幹線の中心から100m以内の範囲に開発区域が存することがわかる図書。 <p>P. 84 【許可要件】</p> <p>(10) (新設)</p> <p>(附 則) (新設)</p>

令和5年度	令和4年度
<p>この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>P. 90 (附 則) この基準は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>P. 92 ・提案基準 14-1 インターチェンジ周辺の大規模物流施設について（開発許可、建築許可） ・提案基準 14-3 「大規模な流通業務施設について」（開発許可、建築許可）</p> <p>P. 93 ・提案基準 33 既存建築物を活用した地域再生のための用途変更について（開発許可・建築許可） ・提案基準 34 都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された敷地での住宅の建築について（開発許可・建築許可）</p> <p>P. 114 提案基準 14-1 インターチェンジ周辺の大規模物流施設について（開発許可、建築許可） 市街化調整区域における物流拠点の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。</p>	<p>P. 90 (附 則) (新設)</p> <p>P. 92 ・(新設) ・提案基準 14-1 「大規模な流通業務施設について」（開発許可、建築許可）</p> <p>P. 93 ・提案基準 33 (新設) ・提案基準 34 (新設)</p> <p>P. 114 (新設)</p>

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="159 320 304 352">P. 118</p> <p data-bbox="159 360 1111 392">提案基準 14-3 大規模な流通業務施設について（開発許可、建築許可）</p> <p data-bbox="159 400 1111 504">市街化調整区域における大規模な流通業務施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。</p> <p data-bbox="159 592 304 624">P. 152</p> <p data-bbox="159 632 1111 695">提案基準 33 既存建築物を活用した地域再生のための用途変更について（開発許可・建築許可）</p> <p data-bbox="159 703 1111 807">市街化調整区域において、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更については、下記の要件に該当する場合について取扱うものとする。</p> <p data-bbox="159 863 304 895">P. 154</p> <p data-bbox="159 903 1111 967">提案基準 34 都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された敷地での住宅の建築について（開発許可・建築許可）</p> <p data-bbox="159 975 1111 1118">市街化調整区域において、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物が、やむを得ない事情により除却された敷地への住宅の建築については、下記の要件に該当する場合について取扱うものとする。</p> <p data-bbox="159 1166 304 1198">P. 156</p> <p data-bbox="159 1206 1111 1270">ウ 自己の専用住宅にあつては開発面積が 500 m²以下であり建築物を災害復旧時において緊急に建築する事由がある場合</p>	<p data-bbox="1137 320 1283 352">P. 118</p> <p data-bbox="1137 360 2067 392">提案基準14-1 大規模な流通業務施設について（開発許可、建築許可）</p> <p data-bbox="1137 432 2089 536">市街化調整区域における大規模な流通業務施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。</p> <p data-bbox="1137 584 1283 616">P. 149</p> <p data-bbox="1137 624 1417 655">提案基準 33 （新設）</p> <p data-bbox="1137 855 1283 887">P. 151</p> <p data-bbox="1137 895 1417 927">提案基準 33 （新設）</p> <p data-bbox="1137 1142 1283 1174">P. 148</p> <p data-bbox="1137 1182 2089 1246">ウ 自己の専用住宅にあつては開発面積が 500 m²以下であり建築物を緊急に建築する事由がある場合</p>

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="159 316 304 352">P. 177</p> <p data-bbox="174 355 1111 483">(2) 予定建築物以外の建築等許可申請書（様式27） 法第42条第1項ただし書きの規定による建築の許可を申請すること。 添付書類は法第43条の許可申請に準ずる。</p> <p data-bbox="174 515 1111 643">(3) 建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書（様式29） 法第43条第1項の規定による許可を申請すること。 法第34条第11号、第12号については表8-1、表8-2の建築許可申請図作成要領を参照のこと。</p> <p data-bbox="230 683 1111 810">エ 土地利用計画図 オ 建築物の平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。）面積算定表（建ぺい率、容積率および計算式記入） 建築物の立面図</p> <p data-bbox="230 842 801 1002">カ その他市長が必要と認める書類 ○委任状（申請者および代理人押印） ○建築確認申請書の写しまたは概要書 ○現況写真（申請区域赤線、通路幅員） ○求積図（座標による求積を原則とする）</p>	<p data-bbox="1137 316 1283 352">P. 169</p> <p data-bbox="1153 355 2089 483">(2) 予定建築物以外の建築等許可申請書（様式27） 法第42条第1項ただし書きの規定による建築の許可を申請すること。 添付書類は建築物の新築、改築または用途の変更許可申請に準ずる。</p> <p data-bbox="1153 515 1982 595">(3) 建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書（様式29） 法第43条第1項の規定による許可を申請すること。</p> <p data-bbox="1209 699 2089 798">エ 建物平面図 オ 建築計画図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。）</p> <p data-bbox="1209 826 1668 986">カ その他市長が必要と認める書類 ○現況写真 ○求積図</p>

令和5年度

令和4年度

P. 188

開発許可申請手数料 (令和5年4月1日改正)

号	申請内容	手数料				
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	自己の居住のための開発行為	自己の業務のための開発行為	非自己用のための開発行為
			0.1未満	8,900円	13,000円	89,000円
			0.1以上 0.3 "	22,000円	31,000円	130,000円
			0.3 " 0.6 "	44,000円	67,000円	200,000円
			0.6 " 1.0 "	89,000円	120,000円	270,000円
			1.0 " 3.0 "	130,000円	200,000円	400,000円
			3.0 " 6.0 "	180,000円	280,000円	520,000円
			6.0 " 10.0 "	220,000円	350,000円	680,000円
			10.0 "	310,000円	490,000円	900,000円
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料 (変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が90万円をこえるときは、その手数料の額は90万円)	(ア) 開発行為に関する設計の変更 (イ) のみに該当する場合を除く) については、開発区域の面積 (イ) に規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき (ア) に該当)	前号規定額 × 1/10	
			区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき (ア) に該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10		
			設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき (イ) に該当)	増面積に応ずる前号規定額		
			区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき (ア) および (イ) に該当)	(変更前の区域面積B) に応じる前号規定額 × 1/10 + (増面積) に応じる前号規定額		
(ウ) その他	(ア) および (イ) 以外の変更を行うこと	10,000円				

P. 179

開発許可申請手数料 (平成30年4月1日改正)

号	申請内容	手数料				
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	自己の居住のための開発行為	自己の業務のための開発行為	非自己用のための開発行為
			0.1未満	8,600円	13,000円	90,000円
			0.1以上 0.3 "	22,000円	31,000円	140,000円
			0.3 " 0.6 "	45,000円	67,000円	200,000円
			0.6 " 1.0 "	90,000円	130,000円	270,000円
			1.0 " 3.0 "	140,000円	210,000円	410,000円
			3.0 " 6.0 "	180,000円	280,000円	530,000円
			6.0 " 10.0 "	230,000円	350,000円	690,000円
			10.0 "	320,000円	500,000円	910,000円
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料 (変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が91万円をこえるときは、その手数料の額は91万円)	(ア) 開発行為に関する設計の変更 (イ) のみに該当する場合を除く) については、開発区域の面積 (イ) に規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき (ア) に該当)	前号規定額 × 1/10	
			区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき (ア) に該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10		
			設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき (イ) に該当)	増面積に応ずる前号規定額		
			区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき (ア) および (イ) に該当)	(変更前の区域面積B) に応じる前号規定額 × 1/10 + (増面積) に応じる前号規定額		
(ウ) その他	(ア) および (イ) 以外の変更を行うこと	10,000円				

令和5年度

令和4年度

P. 189

P. 180

号	申請内容		手数料
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	47,000円
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	27,000円
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)
		0.1未満	6,700円
		0.1以上 0.3 "	18,000円
		0.3 " 0.6 "	38,000円
		0.6 " 1.0 "	67,000円
1.0 "	93,000円		
6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為
			自己の居住のためのものおよび自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha未満のもの
			自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha以上のもの
		非自己用のもの	18,000円
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚
			430円
8	施行規則第60条の証明の審査	開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき
			4,000円

号	申請内容		手数料
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	47,000円
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	27,000円
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)
		0.1未満	6,800円
		0.1以上 0.3 "	18,000円
		0.3 " 0.6 "	38,000円
		0.6 " 1.0 "	68,000円
1.0 "	95,000円		
6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為
			自己の居住のためのものおよび自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha未満のもの
			自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha以上のもの
		非自己用のもの	18,000円
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚
			450円
8	施行規則第60条の証明の審査	開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき
			4,000円

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="159 284 304 316">P. 190</p> <p data-bbox="159 320 1115 416">(3) 開発登録簿の写しの交付 登録簿の写し交付手数料は用紙1枚につき430円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で860円となる。</p> <p data-bbox="159 459 568 491">第2編 施設および技術基準編</p> <p data-bbox="159 534 304 566">P. 192</p> <p data-bbox="159 571 333 603">3 事業計画</p> <p data-bbox="159 608 1115 683">(2) 準工業地域および工業地域での住居系の開発事業は認めない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p data-bbox="159 687 898 719">(注) 市長が特に認める場合とは、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="159 724 1115 911">① 準工業地域および工業地域について、4戸以上の住居系開発を行う場合は戸数にかかわらず、「準工業・工業地域内の住居系開発について」の伺書を市長に提出し、開発地周辺の土地利用および草津市都市計画マスタープランとの整合がはかれ、また環境面からも支障のないものについてのみ認める。</p> <p data-bbox="159 954 479 986">4 施設等の移管手続き</p> <p data-bbox="159 991 1115 1066">(2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書（様式47、様式47-1、様式48）を締結しなければならない。</p> <p data-bbox="159 1109 365 1141">5 協定の締結</p> <p data-bbox="159 1145 1115 1220">(1) 事業者は、市長と開発事業協定書（様式46）を締結するものとする。</p> <p data-bbox="159 1225 1115 1300">(2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書（様式47、様式47-1、様式48）を工事完了検査後速やかに締結するものとする。</p>	<p data-bbox="1137 284 1283 316">P. 181</p> <p data-bbox="1137 320 2094 416">(3) 開発登録簿の写しの交付 登録簿の写し交付手数料は用紙1枚につき450円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で900円となる。</p> <p data-bbox="1137 459 1547 491">第2編 施設および技術基準編</p> <p data-bbox="1137 534 1283 566">P. 184</p> <p data-bbox="1137 571 1312 603">3 事業計画</p> <p data-bbox="1137 608 2094 683">(2) 準工業地域および工業地域での住居系の開発事業は認めない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p data-bbox="1137 687 1883 719">(注) 市長が特に認める場合とは、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1137 724 2094 879">① 準工業地域および工業地域について、4戸以上の住居系開発を行う場合は、「準工業・工業地域内の住居系開発について」の伺書を市長に提出し、開発地周辺の土地利用および草津市都市計画マスタープランとの整合がはかれ、また環境面からも支障のないものについてのみ認める。</p> <p data-bbox="1137 954 1458 986">4 施設等の移管手続き</p> <p data-bbox="1137 991 2094 1066">(2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書（市指針様式第1号）を締結しなければならない。</p> <p data-bbox="1137 1109 1344 1141">5 協定の締結</p> <p data-bbox="1137 1145 2094 1220">(1) 事業者は、市長と開発事業協定書（市指針様式第2号）を締結するものとする。</p> <p data-bbox="1137 1225 2094 1300">(2) 事業者は、当該施設管理者が定める協定書（市指針様式第1号）を工事完了検査後速やかに締結するものとする。</p>

令和5年度

令和4年度

6 建築工事完了届出書の提出

事業者は、建築行為を伴う開発事業の場合で、当該建築物に係る工事が完了したときは、建築工事完了届出書（様式 66）を市長あてに提出しなければならない。

6 建築工事完了届出書の提出

事業者は、建築行為を伴う開発事業の場合で、当該建築物に係る工事が完了したときは、建築工事完了届出書（市指針様式第3号）を市長あてに提出しなければならない。

P. 199

表3-1 既存道路の種類

道路の種類	自己居住用	自己業務用	非自己用
道路法による道路(建築基準法第42条第1項第1号)	○	○	○
建築基準法第42条第1項第2~5号に規定する道路	○	○	○
建築基準法第42条第2項に規定する道路	○	×	×
建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定または第2号に基づく許可を取得した道等	△ (※)	×	×

P. 190

表3-1 既存道路の種類

道路の種類	自己居住用	自己業務用	非自己用
道路法による道路(建築基準法第42条第1項第1号)	○	○	○
建築基準法第42条第1項第2~5号に規定する道路	○	○	○
建築基準法第42条第2項に規定する道路	○	×	×
建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定または第2号に基づく道路	△ (※)	×	×

P. 200

4 道路の幅員

(1) 道路幅員のとらえ方

ア 有効幅

また、既存道路であって、歩行者等の通行安全上の観点から設置されたラバーポールやデリネーター等の視線誘導標については、有効幅員内に含めても差し支えない。ただし、消防車や救急車等の緊急車両と一般車両とのすれ違いが可能であるように設置されている場合に限る。

P. 191

4 道路の幅員

(1) 道路幅員のとらえ方

ア 有効幅

(新設)

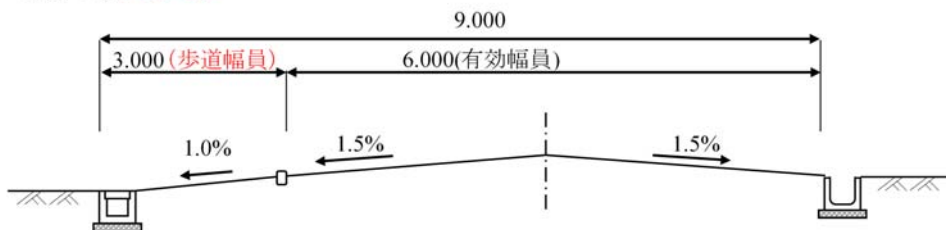
令和5年度

令和4年度

P. 201

図3-2 有効幅員のとらえ方

幅員=9.0m(参考)



※1 歩道幅員は、縁石や防護柵等で車道から区画されている部分の幅をいい、蓋無しの側溝および法面部は含めない。

なお、歩道幅員内に設置されている電柱、防護柵、照明灯、標識、植栽帯等については、歩道幅員に含めても差し支えない。

※2 道路の幅員の算出方法

開発許可における道路幅員(敷地が接する道路および区域外既存道路の幅員)の算出方法は、有効幅員と歩道幅員の合計とする。

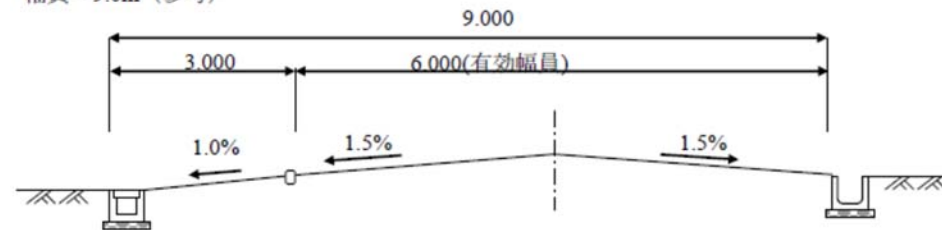
P. 206

用途	敷地の規模	規定値	特例値
住宅地開発	1.0ha未満	6.0	4.0
	1.0ha以上	6.0	—
住宅地以外の開発	0.1ha未満	6.0	4.0
	0.1ha以上0.5ha未満	9.0	6.0
	0.5ha以上	9.0	6.0
第2種特定工作物		9.0	6.0

P. 192

図3-2 有効幅員のとらえ方

幅員=9.0m(参考)



(新設)

P. 197

用途	敷地の規模	規定値	特例値
住宅地開発	1.0ha未満	6.0	4.0
	1.0ha以上	6.0	—
住宅地以外の開発	0.1ha未満	6.0	4.0
	0.1ha以上0.5ha未満	9.0	4.0
	0.5ha以上	9.0	6.0
第2種特定工作物		9.0	6.0

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="159 284 304 316">P. 219</p> <p data-bbox="159 323 1115 624">(2) その他の交通安全施設 路側帯にはカラー舗装（グリーンベルト）を設置すること。ただし、袋状道路、歩道が設置されている道路、道路管理者等との協議により、周辺の状況から勘案して必要でない認められた場合は、この限りでない。また、道路側溝からの控えを5cm確保し、現地形状に合わせて極力幅を大きく設けるものとするが、最大幅は30cmとする。なお、仕様については塗布式2層仕上とし、色はグリーン（日本塗料工業会標準色 色標42-50L相当）を標準とする。</p> <p data-bbox="159 671 304 703">P. 225</p> <p data-bbox="159 711 320 743">政令第26条</p> <p data-bbox="159 751 1115 895">一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。</p> <p data-bbox="159 943 304 975">P. 229</p> <p data-bbox="159 983 1115 1094">(1) 開発区域の面積が1ha以上の場合 「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成14年4月滋賀県河港課作成）の基準に基づいて、県広域河川政策室との協議によるものとする。</p>	<p data-bbox="1137 284 1283 316">P. 210</p> <p data-bbox="1137 323 2094 547">(2) その他の交通安全施設 路側帯にはカラー舗装（グリーンベルト）を設置すること。また、道路側溝からの控えを5cm確保し、現地形状に合わせて極力幅を大きく設けるものとするが、最大幅は60cmとする。なお、仕様については塗布式2層仕上とし、色はグリーン（日本塗料工業会標準色 色標42-50L相当）を標準とする。</p> <p data-bbox="1137 671 1283 703">P. 216</p> <p data-bbox="1137 711 1299 743">政令第26条</p> <p data-bbox="1137 751 2094 895">一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。</p> <p data-bbox="1137 943 1283 975">P. 220</p> <p data-bbox="1137 983 2094 1094">(1) 開発区域の面積が1ha以上の場合 「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成14年4月滋賀県河港課作成）の基準に基づいて、県流域治水政策室との協議によるものとする。</p>

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="159 284 304 316">P. 233</p> <p data-bbox="159 323 421 355">(3) 調整池施設</p> <p data-bbox="159 363 1111 467">調整池施設に関するその他の構造細目は、管理者が提示する項目を具備することとする。なお、一般的な構造基準は巻末別添1によるが、市と協議の上で決定すること。</p> <p data-bbox="159 475 1111 547">調整池の構造体が宅地の土留めを兼ねている場合、宅地の荷重による土圧に耐えうる構造となるよう、検討すること。</p> <p data-bbox="159 595 304 627">P. 240</p> <p data-bbox="159 635 627 667">(5) 雨水幹線等施設の耐震対策</p> <p data-bbox="159 675 1111 778">② 埋戻し部の具体的な液状化対策としては、地盤の特性、施工条件等の現地特性を勘案して、道路管理者と調整の上、以下のいずれかの対策を参考に行うこと。</p> <p data-bbox="159 786 448 818">イ 砕石による埋戻し</p> <p data-bbox="159 826 421 858">ウ 埋戻し土の固化</p>	<p data-bbox="1137 284 1283 316">P. 224</p> <p data-bbox="1137 323 1400 355">(3) 調整池施設</p> <p data-bbox="1137 363 2089 467">調整池施設に関するその他の構造細目は、管理者が提示する項目を具備することとする。なお、一般的な構造基準は巻末別添1によるが、市と協議の上で決定すること。</p> <p data-bbox="1137 595 1283 627">P. 231</p> <p data-bbox="1137 635 1606 667">(5) 雨水幹線等施設の耐震対策</p> <p data-bbox="1137 675 2089 778">② 戻し部の具体的な液状化対策としては、地盤の特性、施工条件等の現地特性を勘案して、道路管理者と調整の上、以下のいずれかの対策を参考に行うこと。</p> <p data-bbox="1137 786 1400 818">イ 石による埋戻し</p> <p data-bbox="1137 826 1373 858">ウ 戻し土の固化</p>

令和5年度

令和4年度

P. 242

P. 233

表5-1 公園の種類

表5-1 公園の種類

種類	種別	機能
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり15~75haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等においては良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

種類	種別	機能
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり15~75haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等においては良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

令和5年度

令和4年度

P. 254

(5) 消防水利、消防水利施設の設置基準

ア 消防水利は、「表8-1」に掲げる用途地域に応じた半径の円で開発区域のすべてを包含するように設置するものとする。ただし、建物の新築、増築または改築を行う場合で、開発区域の形状および用途の変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新築、増築または改築しようとする建築物」と読み替え適用するものとする。

P. 255

(6) 消防水利の構造等

(オ) 分譲開発地に設置する消火栓には、「表8-3」に示す標識を設置するものとする。

設置場所は消火栓から5m以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

表8-3 消火栓標識

種別	形式等
支柱	丸ボール埋込型、新建植575型車道用又は歩道用
標識板	丸ボール埋込型は片面用又は両面用（視認性による）。新建植575型は両面用
文字	消火栓

(カ) 分譲開発に伴い設置する消火栓には、据え置き型ホース格納箱、固定式ホース格納箱または、湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかに「表8-4」に掲げる消火栓器具一式を収納して設置し、用地の帰属及び管理については、草津市と協議するものとする。

この場合、設置場所は消火栓から5m以内に設けるものとする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

P. 245

(5) 消防水利、消防水利施設の設置基準

ア 消防水利は、「表8-1」に掲げる用途地域に応じた半径の円で開発区域のすべてを包含するように設置するものとする。ただし、建物の新築、増築または改築を行う場合で、開発区域の形状および用途の変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新築、増築または改築しようとする建築物」と読み替え適用するものとする。

P. 246

(6) 消防水利の構造等

(オ) 分譲開発地に設置する消火栓には、「表8-3」に示す標識を設置するものとする。

設置場所は消火栓から5m以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい場所に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

「表8-3」消火栓標識

種別	型式等
支柱	丸ボール埋込型、新建植575型車道用又は歩道用
標識板	丸ボール埋込型は片面用又は両面用（視認性による）。新建植575型は両面用
文字	消火栓

(カ) 分譲開発に伴い設置する消火栓には、据え置き型ホース格納箱、固定式ホース格納箱または、湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかに「表8-4」消火栓器具一式を収納して設置し、用地の帰属及び管理については、草津市と協議するものとする。

この場合、設置場所は5m以内に設けるものとする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

令和5年度	令和4年度
<p>P. 256</p> <p>(注) 1 ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。</p> <p>2 「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。</p> <p>3 消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが干渉しないように相互の長さを考慮すること。</p> <p>(キ) 既設消火栓に対する付帯施設の設置</p> <p>(ウ) 防火水槽の構造</p> <p>② 消防自動車容易(2m以内)に部署できるものであり、かつ取水部分の水深が50cm以上であること。</p>	<p>P. 247</p> <p>(注) 1 ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。</p> <p>2 「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。</p> <p>3 消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが緩衝しないように相互の長さを考慮すること。</p> <p>(カ) 既設消火栓に対する付帯施設の設置</p> <p>(ウ) 防火水槽の構造</p> <p>② 消防自動車容易に部署できるものであり、かつ取水部分の水深が50cm以上であること。</p>
<p>P. 257</p> <p>(ク) 構造</p> <p>⑥ 採水口を設置する場合は、採水管と同径以上相当の地上へ通じる通気管及び直径60cm以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気管を設置すること。また、人通口を設ける場合は、直径60cm以上とするこ と。</p>	<p>P. 248</p> <p>(ク) 構造</p> <p>⑥ 採水口を設置する場合は、採水管と同径以上相当の地上へ通じる通気管及び直径60cm以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気管を設置すること。また、人通口を設ける場合は、直径60cm以上とすること。</p>

令和5年度

令和4年度

P. 258

P. 249

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

湖南広域消防局

湖南広域消防局

※協議確認書交付後の検査の流れをまとめたものです。検査を受ける場合は必ず連絡ください。不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

※協議確認書交付後の検査の流れをまとめたものです。検査を受ける場合は必ず連絡ください。不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

	消火栓	防火水槽		活動空地	エレベーター	オートロック
		二次製品	地中張り・現場打ち			
事前提出書類 (協議確認書添付)	・土地利用計画図等への消火栓の図示 ・敷設管後の明示	・全体図(給排水管含む) ・型式認定書	・全体図(給排水管含む) ・配筋図面 ・配筋使用料計算書 ・容量計算書	・平面図への活動空地の図示		・解錠ボタン設置場所の図示
中間検査		本体据付後実施(埋め戻し前)	・鉄筋施工後 ・水槽完成後			
完成検査前	・消火栓枠周囲15cm黄色焼付塗装 ・器具格納箱据付 (ホルト固定) ・標識設置	・マンホール周囲15cm黄色焼付塗装 ・手動給水の場合は止水栓枠周囲も15cm黄色焼付塗装 ・標識設置 ・採水管設置の場合は採水口設置 ・現場打ちはコンクリート試験表提出	・ポイントもしくはゼブラ焼付塗装(12×6m) ・ポイントの場合は標識設置 ・進入路の隅切り			
完成検査	消火栓、標識、格納箱、器具一式の検査 ※管轄市役所上下水道課へ検査を連絡してください。	・水張り検査(満水後72時間検査) ・漏水検査(水張り検査後、48時間検査) ※水張りが完了すれば、管轄消防署に連絡し、水張り検査を受けてください。	原則、はしご車の乗り入れによる検査	・寸法検査 ・トランク付きの場合は機能検査及び1階操作盤「トランク付き」の表示検査	・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)	
その他	・消火栓器具一式については、完成検査後、入居があるまで保管をお願いします。(預かり書の提出)入居が決定次第、消防署へ連絡し納入手続を行ってください。 ・消火栓器具一式内訳 ホース3本 スタンドパイプ 可変ノズル付簡先 十文字開閉キー	・事前提出書類が揃っていない場合は一切の検査が実施できません。書類提出後に検査予約を受けてください。 ・地中張り・現場打ちの中間検査は合計2回実施します。 ・耐荷重は進入路を含めて25トン必要です。 ・進入路の勾配は1/10(10%)以内です。 ・活動空地の勾配は1/20(5%)以内です。	・トランクの鍵は統一キーです。 ・自動火災報知設備の設置義務の建物は自動火災報知設備連動解錠方式と解錠ボタンの併せた機能が必要です。 ・管理人常駐の建物については遠隔解錠方式とさせていただきます。			・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)

	消火栓	防火水槽		活動空地	エレベーター	オートロック
		二次製品	地中張り・現場打ち			
事前提出書類 (協議確認書添付)	・土地利用計画図等への消火栓の図示 ・敷設管径の明示	・全体図(給排水管含む) ・型式認定書	・全体図(給排水管含む) ・配筋図面 ・配筋使用料計算書 ・容量計算書	・平面図への活動空地の図示		・解錠ボタン設置場所の図示
中間検査		本体据付後実施(埋め戻し前)	①鉄筋施工後 ②コンクリート流し込み後 ③コーキング施工後			
完成検査前	・消火栓枠周囲15cm黄色焼付塗装 ・器具格納箱据付 (ホルト固定) ・標識設置	・マンホール周囲15cm黄色焼付塗装 ・手動給水の場合は止水栓枠周囲も15cm黄色焼付塗装 ・標識設置 ・採水管設置の場合は採水口設置 ・現場打ちはコンクリート試験表提出	・ポイントもしくはゼブラ焼付塗装(12×6m) ・ポイントの場合は標識設置 ・進入路の隅切り			
完成検査	消火栓、標識、格納箱、器具一式の検査 ※管轄市役所上下水道課へ検査を連絡してください。	・水張り検査(満水後72時間検査) ・漏水検査(72時間検査後、48時間検査) ※水張りが完了すれば、管轄消防署に連絡し、水張り検査を受けてください。	原則、はしご車の乗り入れによる検査	・寸法検査 ・トランク付きの場合は機能検査及び1階操作盤「トランク付き」の表示検査	・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)	
その他	・消火栓器具一式については、完成検査後、入居があるまで保管をお願いします。(預かり書の提出)入居が決定次第、消防署へ連絡し納入手続を行ってください。 ・消火栓器具一式内訳 ホース3本 スタンドパイプ 可変ノズル付簡先 十文字開閉キー	・事前提出書類が揃っていない場合は一切の検査が実施できません。書類提出後に検査予約を受けてください。 ・地中張り・現場打ちの中間検査は合計3回実施します。 ・耐荷重は進入路を含めて25トン必要です。 ・進入路の勾配は1/10(10%)以内です。 ・活動空地の勾配は1/20(5%)以内です。	・トランクの鍵は共通キーです。 ・自動火災報知設備の設置義務の建物は自動火災報知設備連動解錠方式と解錠ボタンの併せた機能が必要です。 ・管理人常駐の建物については遠隔解錠方式とさせていただきます。			・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)

P. 259

P. 250

2 消防活動に必要な空地等

2 消防活動に必要な空地等

(1)はしご付き消防ポンプ自動車または屈折はしご付き消防ポンプ自動車(以下「はしご車等」という。)が、中高層建築物の火災等において消防活動等を行なうために必要な建築物の周囲に空地を設置する対象物は次の各号いずれかに該当する場合とする。

(1)はしご付き消防ポンプ自動車または屈折はしご付き消防ポンプ自動車(以下「はしご車等」という。)が、中高層建築物の火災等において消防活動等を行なうために必要な建築物の周囲に空地を設置する対象物は次の各号いずれかに該当する場合とする。

中高層建築物・・・地上階数が4以上または高さが12mを超える建築物

中高層建築物・・・4階以上または高さが12mを超える建築物

(2)消防活動に必要な空地等の構造等(参考:図5)

(2)消防活動に必要な空地等の構造等(参考:図5)

イ 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

イ 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(ア)空地の地盤面は、平坦で強度ははしご車等の車両総重量25t、最大ジャッキ荷重9tに耐える強度を有する構造のものであること。

(ア)空地の地盤面は、平坦で強度ははしご車等の車両重量25t、最大ジャッキ荷重9tに耐える強度を有する構造のものであること。

令和5年度	令和4年度
<p>(イ) 空地の路面は、平坦であり、はしご車等の車両がすべり、めり込み現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。</p> <p>P. 260</p> <p>エ 建築物の構造、敷地ならびに周囲の状況から空地が確保できない、または有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、消防活動空地の代替措置とすることができる。</p> <p>(ウ) 2以上の直通階段の設置</p> <p>③ 建築物の構造等の理由により2以上の直通階段を確保できない場合は、1の避難階段等を確保した上で、3階以上の階に下階から開放可能な上下開放式ハッチ(70cm×70cm)を設置することにより、1の直通階段とみなすことができる。</p> <p>オ はしご車等の部署位置に必要な空地の広さおよび位置は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 空地の広さと表示</p> <p>空地の広さは、幅6m、長さ12m以上とし、その空地内には斜線を引き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付塗装すること。ただし、建築物の意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示および標識に替えることができる。</p> <p>標識は、車両の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱または壁面に取り付けること。</p> <p>(イ) 空地の位置</p> <p>② はしご車等を縦向き(建物外壁面と直角)に据え付ける場合</p> <p>非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下(バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端の直下をいう。)に短辺の一边が建物と平行になるように設けること。</p>	<p>(イ) 空地の路面は、平坦であり、はしご車等の車輛がすべり、めり込み現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。</p> <p>P. 251</p> <p>エ 建築物の構造、敷地ならびに周囲の状況から空地が確保できない、または有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、消防活動空地の代替措置とすることができる。</p> <p>(ウ) 2以上の直通階段の設置</p> <p>③ 建築物の構造等の理由により2以上の直通階段を確保できない場合は、1の避難階段等を確保した上で、3階以上の階に下階から開放可能な下部操作式ハッチ(70cm×70cm)を設置することにより、1の直通階段とみなすことができる。</p> <p>オ はしご車等の部署位置に必要な空地の広さおよび位置は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 空地の広さと表示</p> <p>空地の広さは、幅6m、長さ12m以上とし、その空地内には斜線を引き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付塗装すること。ただし、建築物の意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示および標識に替えることができる。</p> <p>標識は、車輛の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱または壁面に取り付けること。</p> <p>P. 252</p> <p>(イ) 空地の位置</p> <p>② はしご車等を縦向き(建物外壁面と直角)に据え付ける場合</p> <p>非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下(バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端の直下をいう。)に短辺の一边が平行となるように設けること。</p>

令和5年度				令和4年度																																					
<p>P. 261</p> <p>3 トランク付きエレベーター 建築物にエレベーターを設置する場合は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。</p> <p>4 オートロック管理システム オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。</p>				<p>P. 252</p> <p>3 トランク付きエレベーター 建築物にエレベーターを設置する場合は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。</p> <p>4 オートロック管理システム オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。</p>																																					
<p>P. 312</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公益施設の名称</th> <th>設置基準</th> <th>用地面積(平方メートル)</th> <th>用地の形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域まちづくりセンター</td> <td>開発区域面積40haまたは</td> <td>1,700</td> <td rowspan="4">正方形またはこれに近い長方形で、施設建設に支障とならない形状。</td> </tr> <tr> <td>警察官派出所</td> <td>計画戸数1,500に1箇所</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td></td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>計画戸数50に1箇所設置することを基本とするが、分譲住宅と共同住宅を同時に計画する場合は、足し合わせて数えないものとする。また、計画戸数が50に満たない場合であっても開発区域面積が1haを超える場合は1箇所設置するものとする。</td> <td>200以上 (設置基準を超える面積の算定) 計画戸数1あたり用地面積に4㎡以上を加算</td> </tr> </tbody> </table>				公益施設の名称	設置基準	用地面積(平方メートル)	用地の形状	地域まちづくりセンター	開発区域面積40haまたは	1,700	正方形またはこれに近い長方形で、施設建設に支障とならない形状。	警察官派出所	計画戸数1,500に1箇所	300	保育所		2,500	集会所	計画戸数50に1箇所設置することを基本とするが、分譲住宅と共同住宅を同時に計画する場合は、足し合わせて数えないものとする。また、計画戸数が50に満たない場合であっても開発区域面積が1haを超える場合は1箇所設置するものとする。	200以上 (設置基準を超える面積の算定) 計画戸数1あたり用地面積に4㎡以上を加算	<p>P. 303</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公益施設の名称</th> <th>設置基準</th> <th>用地面積(平方メートル)</th> <th>用地の形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域まちづくりセンター</td> <td>開発区域面積40ヘクタールまたは</td> <td>1,500</td> <td rowspan="4">正方形またはこれに近い長方形で、施設建設に支障とならない形状。</td> </tr> <tr> <td>警察官派出所</td> <td>計画戸数1,500に1箇所</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td></td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>計画戸数50に1箇所設置することを基本とするが、分譲住宅と共同住宅を同時に計画する場合は、足し合わせて数えないものとする。また、計画戸数が50に満たない場合であっても開発区域面積が1ヘクタールを超える場合は1箇所設置するものとする。</td> <td>200以上 (設置基準を超える面積の算定) 計画戸数1あたり用地面積に4平方メートル以上を加算</td> </tr> </tbody> </table>				公益施設の名称	設置基準	用地面積(平方メートル)	用地の形状	地域まちづくりセンター	開発区域面積40ヘクタールまたは	1,500	正方形またはこれに近い長方形で、施設建設に支障とならない形状。	警察官派出所	計画戸数1,500に1箇所	300	保育所		2,500	集会所	計画戸数50に1箇所設置することを基本とするが、分譲住宅と共同住宅を同時に計画する場合は、足し合わせて数えないものとする。また、計画戸数が50に満たない場合であっても開発区域面積が1ヘクタールを超える場合は1箇所設置するものとする。	200以上 (設置基準を超える面積の算定) 計画戸数1あたり用地面積に4平方メートル以上を加算
公益施設の名称	設置基準	用地面積(平方メートル)	用地の形状																																						
地域まちづくりセンター	開発区域面積40haまたは	1,700	正方形またはこれに近い長方形で、施設建設に支障とならない形状。																																						
警察官派出所	計画戸数1,500に1箇所	300																																							
保育所		2,500																																							
集会所	計画戸数50に1箇所設置することを基本とするが、分譲住宅と共同住宅を同時に計画する場合は、足し合わせて数えないものとする。また、計画戸数が50に満たない場合であっても開発区域面積が1haを超える場合は1箇所設置するものとする。	200以上 (設置基準を超える面積の算定) 計画戸数1あたり用地面積に4㎡以上を加算																																							
公益施設の名称	設置基準	用地面積(平方メートル)	用地の形状																																						
地域まちづくりセンター	開発区域面積40ヘクタールまたは	1,500	正方形またはこれに近い長方形で、施設建設に支障とならない形状。																																						
警察官派出所	計画戸数1,500に1箇所	300																																							
保育所		2,500																																							
集会所	計画戸数50に1箇所設置することを基本とするが、分譲住宅と共同住宅を同時に計画する場合は、足し合わせて数えないものとする。また、計画戸数が50に満たない場合であっても開発区域面積が1ヘクタールを超える場合は1箇所設置するものとする。	200以上 (設置基準を超える面積の算定) 計画戸数1あたり用地面積に4平方メートル以上を加算																																							
<p>P. 317</p> <p>(2) 1学級の編制人数 幼稚園 35人 小学校 35人 中学校 40人</p>				<p>P. 308</p> <p>(2) 1学級の編成人数 幼稚園 35人 小学校 40人 中学校 40人</p>																																					

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="152 284 304 316">P. 318</p> <p data-bbox="152 322 1113 469">※ 「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例（平成5年条例第25号）」第8条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、原則として店舗等建築延床面積（売場面積等）20 m²につき1台分以上の自転車・バイク駐車を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。</p>	<p data-bbox="1131 284 1283 316">P. 309</p> <p data-bbox="1131 322 2092 507">※ 「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例（平成5年条例第25号）」第8条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、市と別途協議し定めるものとする。原則として店舗等建築延床面積（売場面積等）20 m²につき1台分以上を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。</p>

令和5年度

令和4年度

P. 367～370

(1) 申請書類

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
○	○	○	1	申請書または協議書	(事前申請) ・様式1 (許可申請) ・様式2 (要綱協議) ・様式69	<input type="checkbox"/> 本チェックリストを添付のうえ提出のこと。 <input type="checkbox"/> 開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 (筆数が多い場合は、○○番 外○○筆とし、別紙添付) <input type="checkbox"/> 予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 <input type="checkbox"/> 開発面積は、実測面積を記載すること。(小数点3位以下を切り捨てて、小数点2位まで記載) <input type="checkbox"/> 関係法令(道路法、農地法等) <input type="checkbox"/> 工事施工者(本申請時まで決定) <input type="checkbox"/> 事前申請と本申請で面積や筆が異なる時はその理由
○	○	○	2	開発事業概要書	・様式3	<input type="checkbox"/> 詳細に記入(対象外の項目には斜線) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域における露天駐車場、露天資材置場にかかる申請書については、別途理由書を添付すること。
○	○	○	3	開発区域位置図	1/2,500以上	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域とその位置 <input type="checkbox"/> 開発区域周辺の都市施設 <input type="checkbox"/> 既存の公共施設、公益施設 <input type="checkbox"/> 開発区域は、赤色に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 用途区域界を明示すること。 <input type="checkbox"/> 市町村名、主要駅名、公共・公益施設等については、枠で囲み明示すること。
○	○	○	4	委任状	・任意様式	<input type="checkbox"/> 原本(申請者および代理人押印) <input type="checkbox"/> 原則として、検査済証の受領まで委任すること。 <input type="checkbox"/> 手続きを第三者に委任する場合は添付すること。
	○	○	5	開発事業協定書	・様式46	<input type="checkbox"/> 法人の場合は、代表者名まで記載すること。
	○	○	6	開発事業標識設置届	(許可申請) ・様式42 (要綱協議) ・様式71	<input type="checkbox"/> 自己居住用開発は不要。 <input type="checkbox"/> 標識の記載内容と設置箇所周辺の状況がわかる写真を添付(近景、遠景両方)
○	○		7	法第34条各号に該当する図書		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域における開発行為は、立地基準(法第34条各号)に適合する必要がある為、第4章開発許可基準の【必要書類】を参照し、必要書類を添付すること。

開発事業事前申請書・開発許可申請書・特定開発行為等協議書添付図面等作成要領(兼申請時チェックリスト)

(1) 申請書類

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
○	○	○	1	申請書または協議書	(事前申請) ・様式1 (許可申請) ・様式2 (要綱協議) ・様式69	<input type="checkbox"/> 本チェックリストを添付のうえ提出のこと。 <input type="checkbox"/> 開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 (筆数が多い場合は、○○番 外○○筆とし、別紙添付) <input type="checkbox"/> 予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 <input type="checkbox"/> 開発面積は、実測面積を記載すること。(小数点3位以下を切り捨てて、小数点2位まで記載)
○	○	○	2	開発事業概要書	・様式3	<input type="checkbox"/> 詳細に記入 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域における露天駐車場、露天資材置場にかかる申請書については、別途理由書を添付すること
○	○	○	3	開発区域位置図	1/2,500以上	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域とその位置 <input type="checkbox"/> 開発区域周辺の都市施設 <input type="checkbox"/> 既存の公共施設、公益施設 <input type="checkbox"/> 開発区域は、赤色に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 用途区域界を明示すること。 <input type="checkbox"/> 市町村名、主要駅名、公共・公益施設等については、枠で囲み明示すること
○	○	○	4	委任状	・任意様式	<input type="checkbox"/> 原本(両者押印) <input type="checkbox"/> 手続きを第三者に委任する場合は添付すること。
	○	○	5	開発事業協定書	・様式46	
	○	○	6	開発事業標識設置届	(許可申請) ・様式42 (要綱協議) ・様式71	<input type="checkbox"/> 自己居住用開発は不要。
○	○		7	法第34条各号に該当する図書		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域における開発行為は、立地基準(法第34条各号)に適合する必要がある為、第4章開発許可基準の【必要書類】を参照し、必要書類を添付すること。
	○		8	設計説明書	・様式5 ・様式6	<input type="checkbox"/> 自己居住用開発は不要 <input type="checkbox"/> 設計説明書には下記の内容を記載すること。記載欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 <input type="checkbox"/> 「設計の方針」では、開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画に注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 <input type="checkbox"/> 「開発区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに開発行為の妨げとなる建築物等を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 <input type="checkbox"/> 「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模、構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者および公共施設の用に供する土地の帰属に関する

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
	○		8	設計説明書	・様式5 ・様式6	<input type="checkbox"/> 自己居住用開発は不要 <input type="checkbox"/> 設計説明書には下記の内容を記載すること。記載欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 <input type="checkbox"/> 「設計の方針」では、開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画に注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 <input type="checkbox"/> 「開発区域内の土地の現況」では、土地の地目、その面積及びそれらの割合ならびに開発行為の妨げとなる建築物等を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「土地利用計画」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積及びその割合を説明すること。 <input type="checkbox"/> 「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模、構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者および公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を記載すること。
	○		9	法第32条の同意書および協議書	・様式7 ・様式8	<input type="checkbox"/> 協議事項を詳細に記載したものであること。 <input type="checkbox"/> 公共施設管理者の印があること。 <input type="checkbox"/> 協議内容により図面が必要な場合は、図面添付すること。
	○		10	資金計画書	・様式9 ・様式10	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 <input type="checkbox"/> 道路工事費は路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 <input type="checkbox"/> 排水工事費は公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定すること。 <input type="checkbox"/> 附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して算定すること。 <input type="checkbox"/> 資金証明（預金残高証明書・融資証明書（3ヶ月以内））
	○		11	設計者資格調書	・様式11	<input type="checkbox"/> 開発区域1ha未満の場合は不要。（ただし、連絡先を明確にすること） <input type="checkbox"/> 卒業証明書又は免許証の写しを添付すること。
	○		12	申請者資力信用調書	・様式12	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 納税証明書の原本（直前2年分の法人税または所得税、および県税（事業税、県民税）ならびに市町村税（固定資産税、市町村民税）で完納がわかるもの）、法人の登記事項証明書の原本（3ヶ月以内）（個人の場合は、住民票記載事項証明書）、法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付すること。 <input type="checkbox"/> 借家または借地のため、固定資産税を納付していない
	○		13	工事施行者の工事能力調書	・様式13	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 建設業許可証明書添付すること。（直営施行の場合等は、登記事項証明書、事業経歴書添付すること。）
	○	○	14	協議完了日一覧表	・任意様式	<input type="checkbox"/> 協議課名、処理年月日を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 協議事項および指示事項がなくても協議課名を明記し、協議終了日欄に「協議完了の必要なし」と明記すること。
	○	○	15	事前審査要件処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	<input type="checkbox"/> 「開発事業事前審査結果について（通知）」の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について（通知）」の順序と同一とすること。 <input type="checkbox"/> 開発行為に係る他法令（道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等）の許認可書の写しを添付すること。
	○	○	16	説明会経過書	（許可申請） ・様式38, 39, 40	<input type="checkbox"/> 説明会および個別説明の際に使用した資料を添付すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
	○		13	工事施行者の工事能力調書	・様式 13	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 建設業許可証明書添付すること。（直営施行の場合等は、登記事項証明書、事業経歴書添付すること。）
	○	○	14	協議完了日一覧表	・任意様式	<input type="checkbox"/> 協議課名、処理年月日を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 協議事項および指示事項がなくとも協議課名を明記し、協議終了日欄に「協議完了の必要なし」と明記すること。 <input type="checkbox"/> 開発調整課作成のこと。
	○	○	15	事前審査要件処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許可書の写し	<input type="checkbox"/> 「開発事業事前審査結果について（通知）」の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について（通知）」の順序と同一とすること。 <input type="checkbox"/> 開発行為に係る他法令（道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等）の許可書の写しを添付すること。
	○	○	16	説明会経過書	（許可申請） ・様式 38, 39, 40 （要綱協議） ・様式 72, 73, 74 （中高層） ・様式 50, 51, 52	<input type="checkbox"/> 申請者および確認者が記名押印すること。 <input type="checkbox"/> 袋とじして割印すること。 <input type="checkbox"/> 説明会経過書として同一のものを2部作成し、1部は町内会長に提出すること。 <input type="checkbox"/> 説明会および個別説明の際に使用した資料を添付すること。 <input type="checkbox"/> 個別説明の際の不在者への対応については、概ね2週間ほどの回答期限を設けた資料をポストインし、その資料を添付すること。（期限後においても随時対応はすること。）
○	○	○	17	公図		<input type="checkbox"/> 開発区域内を緑色で着色のこと。 <input type="checkbox"/> 地番、地目、所有者名を記すこと。 <input type="checkbox"/> 隣接地においても上記と同様のこと。 <input type="checkbox"/> 法定外公共物（里道を赤色・水路を青色）に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 公図の調査年月日（3ヶ月以内）および調査者記名のこと。
○	○	○	18	開発区域内権利者一覧表	・様式 14	<input type="checkbox"/> 開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 <input type="checkbox"/> 抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
	○	○	19	開発行為施行同意書	（開発） ・様式 15 （特定開発） ・様式 59	<input type="checkbox"/> 開発許可申請者名義の土地の場合には不要。 <input type="checkbox"/> 上記の一覧表と同一順序であること。 <input type="checkbox"/> 抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も添付すること。
○	○	○	20	排水同意書	・任意様式	<input type="checkbox"/> 開発区域の排水先が民地の場合は同意書を添付すること。
○	○	○	21	土地の登記事項証明書	・開発区域のもの	<input type="checkbox"/> 開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付すること。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書は申請時点（3ヶ月以内のもの）の原本を添付すること。
○	○	○	22	擁壁等構造安定計算書		<input type="checkbox"/> 技術基準に基づくこと。
○	○	○	23	水理計算書		<input type="checkbox"/> 開発区域内の水理計算書 <input type="checkbox"/> 雨水排水計画の水理計算 <input type="checkbox"/> 技術基準に基づくこと。
○	○	○	24	排水流域図	1/10,000以上	<input type="checkbox"/> 開発区域内の流域界 <input type="checkbox"/> 排水経路 <input type="checkbox"/> 系路別ブロック <input type="checkbox"/> 各ブロックは色分けのこと。 <input type="checkbox"/> ブロック毎に面積、流出量を明示のこと。 <input type="checkbox"/> 各ブロック別の記号は、下記の計算書の記号と同一のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
	○	○	16	説明会経過書	（要綱協議） ・様式 72, 73, 74 （中高層） ・様式 50, 51, 52	<input type="checkbox"/> 個別説明の際の不在者への対応については、概ね2週間ほどの回答期限を設けた資料をポストインし、その資料を添付すること。（期限後においても随時対応はすること。） <input type="checkbox"/> 説明会経過書として同一のものを2部作成し、1部は町内会長に提出すること。
○	○	○	17	公図		<input type="checkbox"/> 開発区域内を緑色で着色のこと。 <input type="checkbox"/> 地番、地目、所有者名を記すこと。 <input type="checkbox"/> 隣接地においても上記と同様のこと。 <input type="checkbox"/> 法定外公共物（里道を赤色・水路を青色）に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 公図の調査年月日（3ヶ月以内）および調査者の署名又は記名押印のこと。
○	○	○	18	開発区域内権利者一覧表	・様式 14	<input type="checkbox"/> 開発許可申請者名義の土地の場合も記載のこと。 <input type="checkbox"/> 抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
	○	○	19	開発行為施行同意書	（開発） ・様式 15 （特定開発） ・様式 59	<input type="checkbox"/> 開発許可申請者名義の土地の場合には不要。 <input type="checkbox"/> 上記の一覧表と同一順序であること。 <input type="checkbox"/> 抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も添付すること。
○	○	○	20	排水同意書	・任意様式	<input type="checkbox"/> 開発区域の排水先が民地の場合は同意書を添付すること。
○	○	○	21	土地の登記事項証明書	・開発区域のもの	<input type="checkbox"/> 開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付すること。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書は申請時点（3ヶ月以内のもの）の原本を添付すること。
○	○	○	22	擁壁等構造安定計算書		<input type="checkbox"/> 技術基準に基づくこと。
○	○	○	23	水理計算書		<input type="checkbox"/> 開発区域内の水理計算書 <input type="checkbox"/> 雨水排水計画の水理計算 <input type="checkbox"/> 技術基準に基づくこと。
○	○	○	24	排水流域図	1/10,000以上	<input type="checkbox"/> 開発区域内の流域界 <input type="checkbox"/> 排水経路 <input type="checkbox"/> 系路別ブロック <input type="checkbox"/> 各ブロックは色分けのこと。 <input type="checkbox"/> ブロック毎に面積、流出量を明示のこと。 <input type="checkbox"/> 各ブロック別の記号は、下記の計算書の記号と同一のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
○	○	○	22	擁壁等構造安定計算書		<input type="checkbox"/> 技術基準に基づくこと。 <input type="checkbox"/> 構造図と整合のこと。
○	○	○	23	水理計算書		<input type="checkbox"/> 排水流域図（開発区域内）の水理計算書 <input type="checkbox"/> 雨水排水流域図（開発区域外）の水理計算書 <input type="checkbox"/> 技術基準に基づくこと。
○	○	○	24	排水流域図（開発区域内）	1/10,000以上	<input type="checkbox"/> 開発区域内の流域界 <input type="checkbox"/> 排水経路 <input type="checkbox"/> 系路別ブロック <input type="checkbox"/> 各ブロックは色分けのこと。 <input type="checkbox"/> ブロック毎に面積、流出量を明示のこと。 <input type="checkbox"/> 各ブロック別の記号は、水理計算書の記号と同一のこと。
○	○	○	25	雨水・排水流域図（開発区域外）		<input type="checkbox"/> 雨水排水計画の対象となる地点の流域界を明示すること。 <input type="checkbox"/> 河川、水路の位置は、青線で着色のこと。 <input type="checkbox"/> 流域の形態ごとに区域を着色のこと。また、水理計算書の記号と対照が可能なるものであること。 ・添付図として適切な縮尺を採用すること 開発区域－赤色 密集市街地－桃色 一般市街地－橙色 畑・田園－黄色 水田－水色 山地－緑色 <input type="checkbox"/> 図中に、流域の形態ごとの流域面積一覧表を明示すること。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、河川・水路等の流路延長等を明示すること。 <input type="checkbox"/> 自己居住用開発の場合は不要。
○	○	○	26	調整池流域図		<input type="checkbox"/> 排水流域図（開発区域内）と兼用することも可。 <input type="checkbox"/> 調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。
○	○	○	27	工程表		<input type="checkbox"/> 開発工事と建築工事それぞれの工程がわかるもの添付。
○	○	○	28	現況写真		<input type="checkbox"/> 出来る限り上部から撮影し、開発区域界を赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 一連写真で撮影のこと。撮影位置図を添付すること。 <input type="checkbox"/> 対象物をあまり小さくしないこと。 <input type="checkbox"/> カラー写真であること。 <input type="checkbox"/> 河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できるように撮影し、幅員について明
○	○	○	29	申請図の図面リスト		<input type="checkbox"/> 図面には通し番号を付け、リストにすること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	様式等	明記事項
○	○	○	25	雨水排水流域図	・添付図として適切な縮尺を採用すること	<input type="checkbox"/> 雨水排水計画の対象となる地点の流域界を明示すること。 <input type="checkbox"/> 河川、水路の位置は、青線で着色のこと。 <input type="checkbox"/> 流域の形態ごとに区域を着色のこと。また、水理計算書の記号と対照が可能なるものであること。 開発区域－赤色 密集市街地－桃色 一般市街地－橙色 畑・田園－黄色 水田－水色 山地－緑色 <input type="checkbox"/> 図中に、流域の形態ごとの流域面積一覧表を明示すること。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、河川・水路等の流路延長等を明示すること。
○	○	○	26	調整池流域図		<input type="checkbox"/> 排水流域図（開発区域内）と兼用することも可。 <input type="checkbox"/> 調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。
○	○	○	27	工程表		
○	○	○	28	現況写真	・開発区域周辺部 ・河川、水路、道路	<input type="checkbox"/> 出来る限り上部から撮影し、開発区域界を赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 一連写真で撮影のこと。 <input type="checkbox"/> 対象物をあまり小さくしないこと。 <input type="checkbox"/> カラー写真であること。 <input type="checkbox"/> 河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できるように撮影し、幅員について明
○	○	○	29	申請図の図面リスト		<input type="checkbox"/> 図面には通し番号を付け、リストにすること。

令和5年度

令和4年度

P. 371～376

(2) 申請図等 ※図中の標高は、T.P（東京湾中等潮位）で表示のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	1	現況図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 地形 <input type="checkbox"/> 開発区域境界線 <input type="checkbox"/> 土地の地番、地目、所有者名、形状（高低差等） <input type="checkbox"/> 隣接地においても上記と同様のこと。 <input type="checkbox"/> 令第28条の2第1号に規定する樹木の集団および同条第2号に規定する切土または盛土を行う部分の表土の状況	1/500以上	<input type="checkbox"/> 水路等は青色に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 境界は確定されたもので赤色にて示すこと。 <input type="checkbox"/> 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路種別、道路の幅員、道路中心線、道路後退線、道路後退範囲内の工作物等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路と法定外の道路について色分けをすること。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。 <input type="checkbox"/> 境界構造物がある場合は明記すること（隣接地を含む）。
○	○	○	2	土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の面積 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 公共施設の位置、形状 <input type="checkbox"/> 予定建築物の形状、規模（階数、最高の高さ、延床面積、建築面積、用途） <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、種類、高さ（全高、見え高、根入れ）及び延長 <input type="checkbox"/> 公益的施設の位置、形状 <input type="checkbox"/> 宅地（一区画）面積 <input type="checkbox"/> 専用通路を設ける場合は有効宅地面積、専用通路面積 <input type="checkbox"/> 専用通路の延長および幅員 <input type="checkbox"/> 開発区域内道路の幅員 <input type="checkbox"/> 開発区域が接する道路の道路名、道路幅員 <input type="checkbox"/> 開発区域外既存道路の道路名、道路幅員 <input type="checkbox"/> 道路法第24条工事区域 <input type="checkbox"/> 用途区域界 <input type="checkbox"/> 雨水および汚水の排水系統 <input type="checkbox"/> 排水管の管種・管径・勾配 <input type="checkbox"/> 流末排水量明記	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 施設区分別に薄く着色のこと。 宅地—黄色 道路—茶色 公園—黄緑色 水路・調整池—青色 公益用地—赤色 緑地—緑色 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路種別、道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法の有効接道長さ、専用通路長さ・幅員を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路と法定外の道路について色分けをすること。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。 <input type="checkbox"/> 境界構造物を明記すること。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 30 cmを超える土留めは擁壁の設置を行うこと。 <input type="checkbox"/> 隣地に排水が流れないように対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 進入路の幅員

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	1	現況図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 地形 <input type="checkbox"/> 開発区域境界線 <input type="checkbox"/> 土地の地番、地目、所有者名、形状（高低差等） <input type="checkbox"/> 隣接地においても上記と同様のこと。 <input type="checkbox"/> 令第28条の2第1号に規定する樹木の集団および同条第2号に規定する切土または盛土を行う部分の表土の状況	1/500以上	<input type="checkbox"/> 水路等は青色に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 境界は確定されたもので赤色にて示すこと。 <input type="checkbox"/> 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路種別、道路の幅員、道路中心線、道路後退線、道路後退範囲内の工作物等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路と法定外の道路について色分けをすること。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。 <input type="checkbox"/> 境界構造物がある場合は明記すること。
○	○	○	2	土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 公共施設の位置、形状 <input type="checkbox"/> 予定建築物の形状、規模、用途 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、種類、高さ及び延長 <input type="checkbox"/> 公益的施設の位置、形状 <input type="checkbox"/> 宅地（一区画）面積（専用通路を設ける場合は有効宅地面積も明記） <input type="checkbox"/> 開発区域内道路の幅員 <input type="checkbox"/> 開発区域が接する道路の道路名、道路幅員 <input type="checkbox"/> 開発区域外既存道路の道路名、道路幅員 <input type="checkbox"/> 道路法第24条工事区域 <input type="checkbox"/> 用途区域界 <input type="checkbox"/> 雨水および汚水の排水系統 <input type="checkbox"/> 集水桝の位置、寸法、深さ <input type="checkbox"/> 河川名、水路名およびその流向 <input type="checkbox"/> 樹木または樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置および形状 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場の配置計画、寸法 <input type="checkbox"/> 隅切寸法 <input type="checkbox"/> 進入路の位置、形状	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 施設区分別に薄く着色のこと。 宅地—黄色 道路—茶色 公園—黄緑色 水路・調整池—青色 公益用地—赤色 緑地—緑色 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路種別、道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法の有効接道長さ、専用通路長さ・幅員を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路と法定外の道路について色分けをすること。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。 <input type="checkbox"/> 境界構造物を明記すること。 <input type="checkbox"/> 30 cmを超える土留めは擁壁の設置を行うこと。 <input type="checkbox"/> 隣地に排水が流れないように対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 進入路の幅員

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	2	土地利用計画図(つづき)	<input type="checkbox"/> 集水樹の位置、寸法、深さ <input type="checkbox"/> 河川名、水路名およびその流向 <input type="checkbox"/> 樹木または樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置および形状 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場の配置計画、寸法 <input type="checkbox"/> 隅切寸法 <input type="checkbox"/> 進入路の位置、形状、幅員		
○	○	○	3	造成計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 切土または盛土をする土地の部分 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、種類、高さ(全高、見え高、根入れおよび延長) <input type="checkbox"/> 法面(がけを含む)の位置および形状 <input type="checkbox"/> 道路の中心線、延長、幅員、勾配および交差点の計画高 <input type="checkbox"/> 道路法第24条工事区域 <input type="checkbox"/> 遊水池(調整池)の位置および形状 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状および計画高	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域界は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 切盛土部別に薄く着色のこと。 <input type="checkbox"/> 切土部-黄色 <input type="checkbox"/> 盛土部-赤色 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 <input type="checkbox"/> 現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。
○	○	○	4	造成計画断面図	<input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 切土または盛土をする前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 計画前後の地盤高 <input type="checkbox"/> 切土、盛土の着色 <input type="checkbox"/> 構造物明示 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の位置 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線 <input type="checkbox"/> 掘削ライン <input type="checkbox"/> 擁壁の種類、全高、見え高、根入れ(既設・新設) <input type="checkbox"/> 転圧方法 <input type="checkbox"/> 盛土の土質条件	1/100以上	<input type="checkbox"/> 断面は20m間隔であること。 <input type="checkbox"/> 断面の変化点では、上記に加えて明示すること。 <input type="checkbox"/> 現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 <input type="checkbox"/> 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色のこと。 <input type="checkbox"/> 官民境界の確定日および番号を明示すること。 <input type="checkbox"/> 法勾配、法長明記のこと。 <input type="checkbox"/> 断面は断片的でなく、全体を表すこと。 <input type="checkbox"/> 構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の根入れ、見え高を明示すること。
○	○	○	5	排水計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 排水区域の区域界 <input type="checkbox"/> 遊水池(調整池)の位置および形状 <input type="checkbox"/> 都市計画に定められた排水施設の位置、形状および名称 <input type="checkbox"/> 道路側溝その他の排水施設の位置	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域界は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 流末には、排水量明示のこと。 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 排水先は官地であることを確認すること。
○	○	○	3	造成計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 切土または盛土をする土地の部分 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、種類、高さおよび延長 <input type="checkbox"/> 法面(がけを含む)の位置および形状 <input type="checkbox"/> 道路の中心線、延長、幅員、勾配および交差点の計画高 <input type="checkbox"/> 道路法第24条工事区域 <input type="checkbox"/> 遊水池(調整池)の位置および形状 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状および計画高	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域界は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 切盛土部別に薄く着色のこと。 <input type="checkbox"/> 切土部-黄色 <input type="checkbox"/> 盛土部-赤色 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 <input type="checkbox"/> 現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。
○	○	○	4	造成計画断面図	<input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 切土または盛土をする前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 計画地盤高 <input type="checkbox"/> 切土、盛土の着色 <input type="checkbox"/> 構造物明示 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線 <input type="checkbox"/> 掘削ライン <input type="checkbox"/> 擁壁の種類、全高、根入れ(既設・新設) <input type="checkbox"/> 転圧方法 <input type="checkbox"/> 盛土の土質条件	1/100以上	<input type="checkbox"/> 断面は20m間隔であること。 <input type="checkbox"/> 断面の変化点では、上記に加えて明示すること。 <input type="checkbox"/> 現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 <input type="checkbox"/> 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色のこと。 <input type="checkbox"/> 官民境界の確定日および番号を明示すること。 <input type="checkbox"/> 法勾配、法長明記のこと。 <input type="checkbox"/> 断面は断片的でなく、全体を表すこと。 <input type="checkbox"/> 構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の根入れ、見え高を明示すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	5	雨水排水計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 排水区域の区域界 <input type="checkbox"/> 遊水池（調整池）の位置および形状 <input type="checkbox"/> 都市計画に定められた排水施設の位置、形状および名称 <input type="checkbox"/> 道路側溝その他の排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 集水樹の位置、寸法、深さ <input type="checkbox"/> 水の流れの方向 <input type="checkbox"/> 開発区域外の放流位置 <input type="checkbox"/> 放流先河川および水路の名称、位置および形状 <input type="checkbox"/> 排水管の管種、管径、勾配 <input type="checkbox"/> 流末排水量 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状および計画高 <input type="checkbox"/> 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 <input type="checkbox"/> 法面（がけを含む。）および擁壁の位置および形状	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域界は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 流末には、排水量明示のこと。 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・緑石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 排水先は官地であることを確認すること。
○	○	○	6	汚水排水計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 公共下水道本管の位置、管種、管径（区域内外ともに明記） <input type="checkbox"/> 本管計画に伴う縦断図 <input type="checkbox"/> 取付管の管種、管径、勾配 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状および計画高 <input type="checkbox"/> 人孔の位置および管体延長（区域内・区域外分けて明記）	1/500以上	<input type="checkbox"/> 開発区域界は赤で明示すること。 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・緑石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○	○	7	給水計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 水道本管の位置、管種、管径（区域内外ともに明記） <input type="checkbox"/> 給水管の管種、管径 <input type="checkbox"/> 給水方式 <input type="checkbox"/> 消火栓の位置 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状	1/500以上	<input type="checkbox"/> 自己居住用の開発は不要 <input type="checkbox"/> 開発区域界は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・緑石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○	○	8	がけの断面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 給水管の管種、管径 <input type="checkbox"/> 取水方法 <input type="checkbox"/> 消火栓の位置 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状	1/500以上	<input type="checkbox"/> 自己居住用の開発は不要 <input type="checkbox"/> 開発区域界は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・緑石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	5	排水計画平面図（雨水・汚水）	<input type="checkbox"/> 排水管の管種、管径、勾配 <input type="checkbox"/> 人孔の位置および人孔間距離 <input type="checkbox"/> 集水樹の位置、寸法、深さ <input type="checkbox"/> 水の流れの方向 <input type="checkbox"/> 吐口の位置 <input type="checkbox"/> 放流先河川および水路の名称、位置および形状 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状および計画高 <input type="checkbox"/> 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 <input type="checkbox"/> 法面（がけを含む。）および擁壁の位置および形状	1/500以上	
○	○	○	6	給水計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界 <input type="checkbox"/> 給水管の管種、管径 <input type="checkbox"/> 取水方法 <input type="checkbox"/> 消火栓の位置 <input type="checkbox"/> 予定建築物等の敷地の形状	1/500以上	<input type="checkbox"/> 自己居住用の開発は不要 <input type="checkbox"/> 開発区域界は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・緑石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○	○	7	緑化計画図	<input type="checkbox"/> 緑化計画による配植図 <input type="checkbox"/> 緑化面積の明示	1/500以上	<input type="checkbox"/> 緑色で着色
○	○	○	8	がけの断面図	<input type="checkbox"/> がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質および地層の厚さ） <input type="checkbox"/> 切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高 <input type="checkbox"/> 小段の位置および幅 <input type="checkbox"/> 石張、張芝、モルタルの吹付けの方法	1/50以上	<input type="checkbox"/> 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1mをこえるがけ、または、切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	8	緑地計画図	<input type="checkbox"/> 緑地計画による配植図 <input type="checkbox"/> 緑地面積の明示	1/500以上	<input type="checkbox"/> 自己居住用、露天資材置場、露天駐車場の開発は不要 <input type="checkbox"/> 緑色で着色
○	○	○	9	がけの断面図	<input type="checkbox"/> がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質および地層の厚さ） <input type="checkbox"/> 切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高 <input type="checkbox"/> 小段の位置および幅 <input type="checkbox"/> 石張、張芝、モルタルの吹付けの方法	1/50以上	<input type="checkbox"/> 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1mをこえるがけ、または、切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。
○	○	○	10	構造図	【擁壁】 <input type="checkbox"/> 擁壁の寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類および方法 <input type="checkbox"/> 裏込めコンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 透水層・不透水層の位置および寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 地盤改良や基礎杭等の位置、材料および寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置、径および間隔 <input type="checkbox"/> かぶり厚さ <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置 <input type="checkbox"/> 隅角部処理方法 <input type="checkbox"/> 擁壁の設計条件 【排水施設】 <input type="checkbox"/> 雨水排水等の泥だめの深さ <input type="checkbox"/> 放流部・集水樹の断面 <input type="checkbox"/> 放流管の管種、管径、勾配	1/50以上	<input type="checkbox"/> 擁壁の設計条件については、下記を明示のこと。 上載荷重 コンクリートの単位体積重量（鉄筋、無筋） 土の単位体積重量 土の内部摩擦角 摩擦係数 擁壁背面の形状 土質 必要地耐力 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート擁壁の配筋図を添付のこと。 <input type="checkbox"/> 既設の場合も図示のこと。 <input type="checkbox"/> 他図（平面図、断面図）との併記は認めない。 <input type="checkbox"/> 構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁）に記載のこと。 <input type="checkbox"/> 各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。
○	○	○	9	構造図	<input type="checkbox"/> 擁壁の寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類および方法 <input type="checkbox"/> 裏込めコンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置および寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 基礎地盤の土質、擁壁を設置する際に求める強度 <input type="checkbox"/> 地盤改良や基礎杭等の位置、材料および寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置、径および間隔 <input type="checkbox"/> かぶり厚さ <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置 <input type="checkbox"/> 雨水排水等の泥だめの深さ	1/50以上	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート擁壁の配筋図添付のこと。 <input type="checkbox"/> 既設の場合も図示のこと。 <input type="checkbox"/> 他図（平面図、断面図）との併記は認めない。 <input type="checkbox"/> 構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁）に記載のこと。 <input type="checkbox"/> 各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。
○	○	○	10	雨水排水施設計画図	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 排水計画縦断面図 <input type="checkbox"/> 施設構造図（オリフィス、余水吐、放流管）		<input type="checkbox"/> 調整池平面図には、下記諸元を明示のこと。 貯水容量（m ³ ） 堆砂容量（m ³ ） 調整池の天端高さ 調整池のHWL 調整池のHWL 調整池底高さ オリフィス敷高 オリフィス寸法 余水吐の越流幅、越流推進構造 <input type="checkbox"/> 排水計画縦断面図には、排水先河川の横断面図（HWL）を併記すること。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・縁石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○	○	11	道路計画縦断面図・横断面図	<input type="checkbox"/> 幅員 <input type="checkbox"/> 縦断勾配 <input type="checkbox"/> 車道、歩道の別		<input type="checkbox"/> 省令第24条各号（道路に関する技術細目）の内容がわかるものを作成のこと。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	11	擁壁展開図	<input type="checkbox"/> 各擁壁ごとの延長、全高、見え高、根入れ <input type="checkbox"/> 擁壁折れ点の折れ角 <input type="checkbox"/> 擁壁折れ点から現場打擁壁端部までの延長 <input type="checkbox"/> 擁壁天端高 <input type="checkbox"/> 擁壁前面および背面の地盤高 <input type="checkbox"/> 擁壁基礎（敷モルタル、基礎コンクリート、基礎砕石） <input type="checkbox"/> 地盤改良を行う際の記載内容は作成要領を参照	1/100以上	<input type="checkbox"/> 各構築物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。 <input type="checkbox"/> 地盤改良を行う際は下記内容を明記 <ul style="list-style-type: none"> ・改良の種類（表層改良、柱状改良、置換えなど） ・改良範囲（深さ、幅、径、本数など） ・改良材の添加量
○	○	○	12	雨水排水施設計画図	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 排水計画縦断面図 <input type="checkbox"/> 施設構造図（オリフィス、余水吐、放流管）		<input type="checkbox"/> 調整池平面図には、下記諸元を明示のこと。 貯水容量（m ³ ） 堆砂容量（m ³ ） 調整池の天端高さ 調整池のHHWL 調整池のHWL 調整池底高さ オリフィス数高 オリフィス寸法 余水吐の越流幅、越流推進構造 <input type="checkbox"/> 排水計画縦断面図には、排水先河川の横断面図（HWL）を併記すること。 <input type="checkbox"/> 道路中心線、道路後退線、側溝・緑石等の道路後退線を明示する工作物、道路後退部の舗装計画等を明記すること。
○	○		13	道路計画縦断面図・横断面図	<input type="checkbox"/> 幅員 <input type="checkbox"/> 縦断勾配 <input type="checkbox"/> 車道、歩道の別		<input type="checkbox"/> 省令第24条各号（道路に関する技術細目）の内容がわかるものを作成のこと。
○	○		14	防災工事計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 等高線 <input type="checkbox"/> 計画道路線 <input type="checkbox"/> 段切位置 <input type="checkbox"/> 防災施設の位置、形状、寸法、名称 <input type="checkbox"/> 運土計画 <input type="checkbox"/> 工事中の雨水排水系路 <input type="checkbox"/> 防災施設の設置時期および期間	1/1,000～1/500以上	<input type="checkbox"/> 1ha以上で山地の造成について添付すること。 <input type="checkbox"/> 5ha以上で田畑等の造成について添付すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○		12	防災工事計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 等高線 <input type="checkbox"/> 計画道路線 <input type="checkbox"/> 段切位置 <input type="checkbox"/> 防災施設の位置、形状、寸法、名称 <input type="checkbox"/> 運土計画 <input type="checkbox"/> 工事中の雨水排水系路 <input type="checkbox"/> 防災施設の設置時期および期間	1/1,000～1/500以上	<input type="checkbox"/> 1ha以上で山地の造成について添付すること。 <input type="checkbox"/> 5ha以上で田畑等の造成について添付すること。
○	○		13	防災施設構造図	<input type="checkbox"/> 防災工事において、設置される施設の詳細	1/50以上	<input type="checkbox"/> 上記と同様
○	○	○	14	求積図	<input type="checkbox"/> 開発区域全体求積 <input type="checkbox"/> 宅地別求積 <input type="checkbox"/> 公共公益施設用地、道路の求積	1/500以上	<input type="checkbox"/> 求積表は出来る限り同一図面に記載のこと。 <input type="checkbox"/> 外周長（辺長）を記入すること。 <input type="checkbox"/> 指標による求積を原則とする。
		○	15	電波障害予測図	<input type="checkbox"/> 机上検討書		<input type="checkbox"/> 中高層建築物の場合作成のこと
		○	16	日影図			<input type="checkbox"/> 建築基準法に基づいた日影図を作成のこと。
○	○	○	17	建築物の平面図・立面図・面積図・面積算定表等	<input type="checkbox"/> 建築面積および延べ床面積の面積算定表 <input type="checkbox"/> 建ぺい率、容積率および算定式	1/100以上	<input type="checkbox"/> 配置図、各階平面図および四方向の立面図 <input type="checkbox"/> 立面図・断面図には建築物の高さを明記 <input type="checkbox"/> ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用床面積も記載すること。

【注意事項】

1. 設計図の添付順序1～3.5.6については、縮尺1/500以上で、かつ、同一縮尺とする。
2. 設計図（位置図含む）にはこれを作成した者の氏名を明記すること。
3. 図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
4. 図面番号と整合した図面目録を添付すること。
5. 添付図面の他図との併記はしないこと。
6. 必要がある場合はカタログを添付すること。
7. 申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
8. 項目ごとにインデックスを添付すること。

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		15	防災施設構造図	<input type="checkbox"/> 防災工事において、設置される施設の詳細	1/50以上	<input type="checkbox"/> 上記と同様
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	16	求積図	<input type="checkbox"/> 開発区域全体求積 <input type="checkbox"/> 宅地別求積 <input type="checkbox"/> 公共公益施設用地、道路の求積	1/500以上	<input type="checkbox"/> 求積表は出来る限り同一図面に記載のこと。 <input type="checkbox"/> 外周長（辺長）を記入すること。 <input type="checkbox"/> 座標による求積を原則とする。 <input type="checkbox"/> 専用通路と有効宅地は分けて記載
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	17	電波障害予測図	<input type="checkbox"/> 机上検討書		<input type="checkbox"/> 草津市中高層建築物に関する指導要綱に該当する場合作成のこと
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	18	日影図			<input type="checkbox"/> 草津市中高層建築物に関する指導要綱に該当する場合作成のこと
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	19	建築物の平面図・立面図・面積算定表等	<input type="checkbox"/> 建築面積および延べ床面積の面積算定表 <input type="checkbox"/> 建ぺい率、容積率および算定式	1/100以上	<input type="checkbox"/> 配置図、各階平面図および四方向の立面図 <input type="checkbox"/> 立面図・断面図には建築物の高さを明記 <input type="checkbox"/> ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用床面積も記載すること。

【注意事項】

1. 設計図の添付順序1～3. 5. 6については、縮尺1/500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
2. 設計図（位置図含む）にはこれを作成した者の氏名を明記すること。
3. 図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
4. 図面番号と整合した図面目録を添付すること。
5. 添付図面の他図との併記はしないこと。
6. 必要がある場合はカタログを添付すること。
7. 申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
8. 項目ごとにインデックスを添付すること。
9. 「都市計画法第32条による協議について（様式7）」の添付図書についても、上表の要領で作成すること。
10. その他、市長が必要と認める資料、図書等について随時提出すること。

令和5年度

令和4年度

P. 377

表8-1 建築許可申請図作成要領（法第34条第11号の一般区域、同条第12号（条例別表第5第4項））

添付 順序	名称	記入要領
1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。 指定区域；政令第36条第1項第3号ロ 認定団地；政令第36条第1項第3号ハ ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先（電話番号）を記入すること
2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印)
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住宅の自借家の別 ・当該市街化調整区域において建築する理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法 ・指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容（詳しく記すこと）
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票（家族全員・続柄のわかるもの）の原本（3ヶ月以内のもの） ただし、本籍の記載は不要。
7	申請地の登記事項証明書および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本（3ヶ月以内のもの）を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○該当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要)
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○過去の直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
9	申請地の 売買契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・売買契約書（所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること） ・相続により承継する場合は、贈与が確定であることを証する書面
10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細 ・申請区域赤線 ・道路幅員
11	位置図	○1/2,500～1/25,000の縮尺で周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの）
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50～1/100)
13	土地利用計画図	○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、排水処理施設が記入されているもの。(縮尺1/50～1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。 ○座標による求積を原則とする。
15	横断面図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点) ○切土、盛土が発生する場合は、土量計算書を添付のこと。
16	建築物の平面図・立面 図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。

添付 順序	名称	記入要領
1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。 指定区域；政令第36条第1項第3号ロ 認定団地；政令第36条第1項第3号ハ ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先（電話番号）を記入すること
2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印)
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住宅の自借家の別 ・当該市街化調整区域において建築する理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法 ・指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容（詳しく記すこと）
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票（家族全員・続柄のわかるもの）の原本（3ヶ月以内のもの） ただし、本籍の記載は不要。
7	申請地の登記事項証明書および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本（3ヶ月以内のもの）を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○該当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要)
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
9	申請地の 売買契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・売買契約書（所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること） ・相続により承継する場合は、贈与が確定であることを証する書面
10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500～1/25,000の縮尺で周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの）
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50～1/100)
13	計画平面図	○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、排水処理施設が記入されているもの。(縮尺1/50～1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。 ○座標による求積を原則とする。
15	横断面図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物の平面図・立面 図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。

令和5年度			令和4年度		
P. 378			表8-2 建築許可申請図作成要領(法第34条第12号(条例別表第5第1項、第2項、第3項))		
添付 順序	名称	記入要領	添付 順序	名称	記入要領
1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号ハと記入すること。 ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。	1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号ハと記入すること。 ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。
2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)	2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。	3	建築物敷地調書 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印)	4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。(両者押印)
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別 ・当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・建築物の着工・完了予定年月日	5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別 ・当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・建築物の着工・完了予定年月日
6	理由書の内容説明 および証明資料	○自借家証明等(賃貸借契約書の写(ない場合は家主証明)、土地建物登記事項証明書(公営住宅については不要)) ○結婚で独立する場合は、相手の証明書 ○現住居の間取り図、写真(狭小過密の場合のみ) ○住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの)	6	理由書の内容説明 および証明資料	○自借家証明等(賃貸借契約書の写(ない場合は家主証明)、土地建物登記事項証明書(公営住宅については不要)) ○結婚で独立する場合は、相手の証明書 ○現住居の間取り図、写真(狭小過密の場合のみ) ○住民票(家族全員・続柄のわかるもの)の原本(3ヶ月以内のもの)
7	申請地の登記事項証明書および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。	7	申請地の登記事項証明書および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○過去の直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため	8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
9	申請地の売買 契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・売買契約書(所有権移転登記とローン証明もあわせて添付すること。) ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確定であることを証する書面(相続の証明書)。	9	申請地の売買 契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・売買契約書(所有権移転登記とローン証明もあわせて添付すること。) ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確定であることを証する書面(相続の証明書)。
10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細 ・申請区域赤線 ・道路幅員	10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500~1/25,000の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が判読できるもの)	11	位置図	○1/2,500~1/25,000の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が判読できるもの)
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)	12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
13	土地利用計画図	○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、建物の位置、延床面積、排水処理施設が記入されているもの。	13	計画平面図	○境界、敷地面積、予定建築物の形状、規模、用途、建物の位置、延床面積、排水処理施設が記入されているもの。
14	求積図	○現況図と併用してもよい。 ○座標による求積を原則とする。	14	求積図	○現況図と併用してもよい。 ○座標による求積を原則とする。
15	横断面図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)	15	横断面図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物の平面図・立面 図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。	16	建築物の平面図・立面 図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること	17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること

令和5年度			令和4年度		
P. 379			IV 申請図書添付図面等作成要領		
開発事業に係る主管課一覧表			開発事業に係る主管課一覧表		
主管課	場所	所管する事項	主管課	場所	所管する事項
危機管理課	1階	・防犯灯の設置、防犯カメラの設置に関する事項、避難通路	危機管理課	1階	・防犯灯の設置、防犯カメラの設置に関する事項、避難通路
まちづくり協働課	2階	・町内会への加入促進、公益施設（地域まちづくりセンター、集会所）に関する事項	まちづくり協働課	2階	・町内会への加入促進、公益施設（地域まちづくりセンター、集会所）に関する事項
環境政策課	1階	・公害対策、電波障害に関する事項	環境政策課	1階	・公害対策、電波障害に関する事項
資源循環推進課	草津市立クリーンセンター内	・ごみ集積所の設置および収集に関する事項	資源循環推進課	草津市立クリーンセンター内	・ごみ集積所の設置および収集に関する事項
農林水産課	4階	・農業振興地域および森林伐採等に関する事項 ・農業用水利および圃場整備に関する事項	農林水産課	4階	・農業振興地域および森林伐採等に関する事項 ・農業用水利および圃場整備に関する事項
都市計画課	4階	・都市計画に関する事項 ・景観法に関する事項 ・風致地区に関する事項 ・屋外広告物に関する事項 ・草津市宿場街道景観形成事業に関する事項	都市計画課	4階	・都市計画に関する事項 ・景観法に関する事項 ・風致地区に関する事項 ・屋外広告物に関する事項 ・草津市宿場街道景観形成事業に関する事項
交通政策課	5階	・交通安全等に関する事項	交通政策課	5階	・交通安全等に関する事項
公園緑地課	5階	・公園、緑地、緑地協定に関する事項	公園緑地課	5階	・公園、緑地、緑地協定に関する事項
開発調整課	4階	・開発行為許可申請に関する事項 ・開発事業に関する指導要綱による協議に関する事項 ・滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に関する事項	開発調整課	4階	・開発行為許可申請に関する事項 ・開発事業に関する指導要綱による協議に関する事項 ・滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に関する事項
建築政策課	4階	・建築確認申請、建築協定および道路位置指定に関する事項 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項 ・建築基準法に基づく許可および認定に関する事項	建築課	4階	・建築確認申請、建築協定および道路位置指定に関する事項 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項 ・建築基準法に基づく許可および認定に関する事項
土木管理課	5階	・道路法の許可、承認に関する事項 ・法定外公共物（里道・水路）の許可、承認、用途廃止等に関する事項	土木管理課	5階	・道路法の許可、承認に関する事項 ・法定外公共物（里道・水路）の許可、承認、用途廃止等に関する事項
給排水課	2階	・上水道、公共下水道、宅地内排水設備に関する事項	給排水課	2階	・上水道、公共下水道、宅地内排水設備に関する事項
上下水道施設課	2階	・浄化槽設置に関する事項	上下水道施設課	2階	・浄化槽設置に関する事項
教育総務課	6階	・児童、生徒および教育施設に関する事項	教育総務課	6階	・児童、生徒および教育施設に関する事項
学校教育課	6階	・通学路および通学区域に関する事項	歴史文化財課	6階	・埋蔵文化財の保護に関する事項
歴史文化財課	6階	・埋蔵文化財の保護に関する事項	農業委員会事務局	4階	・農地の転用に関する事項
農業委員会事務局	4階	・農地の転用に関する事項	西消防署・南消防署	庁外	・消防水利施設および消防活動空地の設置に関する事項
西消防署・南消防署	庁外	・消防水利施設および消防活動空地の設置に関する事項	道路課	5階	・開発道路に関する事項 ・市道路網計画に関する事項
道路課	5階	・開発道路に関する事項 ・市道路網計画に関する事項	河川課	5階	・雨水排水施設（調整池含む）に関する事項
河川課	5階	・雨水排水施設（調整池含む）に関する事項	総務課	3階	・市有財産等の財産に関する事項
総務課	3階	・市有財産等の財産に関する事項	商工観光労政課	4階	・工場立地法および工場設置協議に関する事項 ・大規模小売店舗立地法に基づく届出
商工観光労政課	4階	・工場立地法および工場設置協議に関する事項 ・大規模小売店舗立地法に基づく届出	介護保険課	1階	・老人福祉法および介護保険法に関する事項
介護保険課	1階	・老人福祉法および介護保険法に関する事項	障害福祉課	1階	・障害者総合支援法に関する事項 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項
障害福祉課	1階	・障害者総合支援法に関する事項 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項			

令和5年度	令和4年度
<p>P. 380</p> <p>〈開発事業事前審査申請書および特定開発行為等協議書の必要提出部数について〉</p> <p>☆都市計画法第29条該当物件の場合</p> <p>1 市街化区域内で行われる敷地面積 1,000 m²以上の開発行為および新たに道路を設置する場合の敷地面積 500 m²以上の開発行為ならびに、市街化調整区域内で行われる開発行為（都市計画法第34条該当）における提出部数については以下のとおりです。</p> <p>(1) 提出部数：市用 19部 国・県用 1部 合計 20部</p> <p>※ 警察署への提出分は上記提出部数には含まない。警察署との協議時に直接、警察署に提出してください。</p> <p>☆草津市特定開発行為等に関する指導要綱該当物件の場合</p> <p>1 建築物が伴う開発事業における提出部数については以下のとおりです。</p> <p>(1) 提出部数：市用 19部</p> <p>※ 警察署への提出分は上記提出部数には含まない。警察署との協議時に直接、警察署に提出してください。</p> <p>2 建築物が伴わない開発事業における提出部数については以下のとおりです。</p> <p>(1) 提出部数：市用 12部</p> <p>※ 警察署への提出分は上記提出部数には含まない。警察署との協議時に直接、警察署に提出してください。</p>	<p>〈開発事業事前審査申請書および特定開発行為等協議書の必要提出部数について〉</p> <p>☆都市計画法第29条該当物件の場合</p> <p>1 市街化区域内で行われる敷地面積 1,000 m²以上の開発行為および新たに道路を設置する場合の敷地面積 500 m²以上の開発行為ならびに、市街化調整区域内で行われる開発行為（都市計画法第34条該当）における提出部数については以下のとおりです。</p> <p>(1) 提出部数：市用 20部（消防署・警察署含む） : 国・県用 4部 合計 24部</p> <p>☆草津市特定開発行為等に関する指導要綱該当物件の場合</p> <p>1 建築物が伴う開発事業における提出部数については以下のとおりです。</p> <p>(1) 提出部数：市用 20部（消防署・警察署含む）</p> <p>2 建築物が伴わない開発事業における提出部数については以下のとおりです。</p> <p>(1) 提出部数：市用 12部（警察署含む）</p>

令和5年度

令和4年度

P. 381

<草津市・消防署・草津用水土地改良区>開発事前審査申請書・特定開発行為等協議書添付図書1(開発許可または建築物を伴う要綱協議)

Table with 20 columns and 20 rows for '令和5年度' section. Columns include: 開発事業事前審査申請書, 委託社, 開発事業概要書, 位置図, 公園, 権利者一覧表, 開発事業概要行同意書, 登記事項証明書, 現況写真, 現況図, 土地利用計画図, 造成計画図, 排水計画断面図, 汚水計画断面図, 雨水計画断面図, 緑化計画図, 造成計画断面図, 構造図, 基礎図, 排水区域図, 開発許可申請書, 建設許可申請書.

特記事項

- ・△の環境政策課・開発調整課の電波障害予測図は中高層建築物に該当する場合に必要とし、開発調整課・建築政策課の日影図は中高層建築物に該当する場合に必要とする。
・*注1 危機管理課・資源循環推進課・交通政策課・河川課・西消防署・南消防署は開発目的が専用住宅である場合は申請書類不要
・市有財産等の財産に係る開発については、総務課分(交通政策課の添付図書+公園・権利者一覧表・登記事項証明書・現況図)を作成すること。
・草津市中心市街地活性化基本計画における中心市街地指定区域については、都市地域戦略課分(教育総務課の添付図書と同様の書類)を作成すること。

<草津市・消防署・警察署>開発事前審査申請書・特定開発行為等協議書添付図書1(開発許可または建築物を伴う要綱協議)

Table with 20 columns and 20 rows for '令和4年度' section. Columns include: 開発事業事前審査申請書, 委託社, 開発事業概要書, 位置図, 公園, 権利者一覧表, 開発事業概要行同意書, 登記事項証明書, 現況写真, 現況図, 土地利用計画図, 造成計画断面図, 雨水計画断面図, 汚水計画断面図, 排水計画断面図, 緑化計画図, 造成計画断面図, 構造図, 基礎図, 排水区域図, 開発許可申請書, 建設許可申請書.

特記事項

- ・△の環境政策課・開発調整課の電波障害予測図は中高層建築物に該当する場合に必要とし、開発調整課・建築課の日影図は中高層建築物に該当する場合に必要とする。
・*注1 危機管理課・交通政策課・河川課・西消防署・南消防署は開発目的が専用住宅である場合は申請書類不要
・市有財産等の財産に係る開発については、総務課分(交通政策課の添付図書+字限図・権利者一覧表・登記事項証明書・現況図)を作成すること。
・草津市中心市街地活性化基本計画における中心市街地指定区域については、都市再生課分(教育総務課の添付図書と同様の書類)を作成すること。

令和5年度

令和4年度

P. 383

<草津市・草津用水土地改良区> 特定開発行為等協議書添付図書3（建築物のない土地利用の要綱協議）

<草津市・警察署> 特定開発行為等協議書添付図書3（建築物のない土地利用の要綱協議）

	開発事業概要書	委任状	位置図	公園	権利者一覧表	開発事業施行同意書	登記事項証明書	現況写真	現況図	土地利用計画図	造成計画平面図	排水計画平面図	造成計画断面図	構造図	求積図	排水流域図	道路・河川（水路）詳細図
1	環境政策課	○	○					△	○	○	△						
2	農林水産課	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○
3	都市計画課	○		○				○	○	○						○	
4	開発調整課*注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	土木管理課	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	河川課	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	給排水課（下水道担当）*注2	○	○	○				○	○	○	○	○					
8	給排水課（上水道担当）*注2	○	○	○				○	○	○	○	○					
9	教育総務課	○		○				○	○								
10	学校教育課	○	○	○				○	○								
11	歴史文化財課	○	○					○	○	○	○	○					
12	農業委員会事務局 *注3	○	○		○		○	○	○	○	○	○					
13	草津用水土地改良区	○		○	○			○	○	○	○	○					○
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産等の財産に関する開発については総務課分を作成すること。 ・△で環境政策課は隣接地に自然環境保全地区や保護樹木がある場合は現況写真及び造成計画平面図を必要とする。 ・*注1 市街化調整区域での資材置き場および駐車場については、理由書を添付すること。 ・*注2 給排水課については汚水給水計画が無い場合においても申請書を必要とする。 ・*注3 農業委員会事務局については登記事項証明書および登記地目が「田・畑」以外の場合は申請書類不要 																

	開発事業概要書	委任状	位置図	公園	権利者一覧表	開発事業施行同意書	登記事項証明書	現況写真	現況図	土地利用計画図	造成計画平面図	排水計画平面図	造成計画断面図	構造図	求積図	排水流域図	道路・河川（水路）詳細図
1	環境政策課	○	○					△	○	○	△						
2	農林水産課	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○
3	都市計画課	○		○				○	○	○						○	
4	開発調整課*注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	土木管理課	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	河川課	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	給排水課（下水道担当）*注2	○	○	○				○	○	○	○	○					
8	給排水課（上水道担当）*注2	○	○	○				○	○	○	○	○					
9	教育総務課	○		○				○	○								
10	歴史文化財課	○	○					○	○	○	○						
11	農業委員会事務局 *注3	○	○		○		○	○	○	○	○	○					
12	草津警察署			○				○	○	○	○	○					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産等の財産に関する開発については総務課分を作成すること。 ・△で環境政策課は隣接地に自然環境保全地区や保護樹木がある場合は現況写真及び造成計画平面図を必要とする。 ・*注1 市街化調整区域での資材置き場および駐車場については、理由書を添付すること。 ・*注2 給排水課については汚水給水計画が無い場合においても申請書を必要とする。 ・*注3 農業委員会事務局については登記事項証明書および登記地目が「田・畑」以外の場合は申請書類不要 																